派遣労働者と事業主向け

相談窓口のご案内

令和８年10月１日から、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の更なる待遇改善を実現するため、労働者派遣法施行規則等が一部改正されました。

栃木労働局では、「派遣労働者の同一労働同一賃金に関する特別相談窓口」にて対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

なお、①労働者派遣事業、職業紹介事業の法制度全般に関する相談
②労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可・更新申請、届出等に関する相談
についても、同じ電話番号で受け付けておりますので、ご相談ください。

お問い合わせ先

☎ 028-610-3556

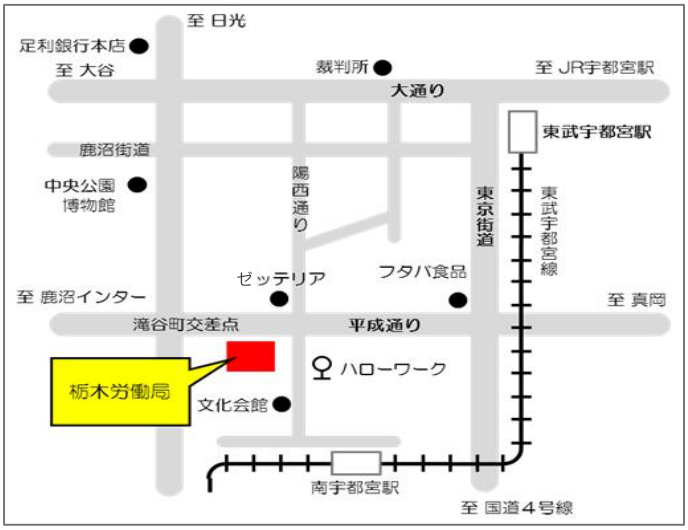
(受付：平日8：30~17：15)

※相談内容によっては、来室日時ご予約によりご来室いただくことになる場合がありますので、ご了承ください。

<アクセス>

〒320-0845
宇都宮市明保野町1-4
第２地方合同庁舎２階

栃木労働局　需給調整事業室



※　雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
※　寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

厚生労働省　栃木労働局

LL080901需02